

令和4年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
(1) 運営体制	①	職員の 適正配置	仕様条件どおりの職種が配置されており、配置変更する際に事前報告ができていた。 B:仕様条件どおりの職種が配置されているものの、配置変更する際に事後報告となる場合があった C:仕様条件どおりの職種が配置されているものの、配置変更する際に事後報告となる場合が半数以上であった D:仕様条件どおりの職種が配置されていなかった	B	令和4年4月～11月 ・配置変更回数「 30 」件のうち、 事前報告が守られていた回数「 26 」件 ・配置変更理由「 配置終了 8件、配置 6件、分担変更 16件」	今後も引き続き、配置届を事前に届け出をするよう留意していきたい。	
	②	欠員が発生した 場合の体制確保 の方法	欠員が発生した場合に仕様条件の期限どおり人員補充を行っている	B	・令和4年4月～11月 欠員職種・欠員期間(増員分を含む) 主任相談支援員「 0 」名欠員/1名配置 相談支援員「 0 」名欠員/7名配置 就労支援員「 0 」名欠員/1名配置 住居確保給付金担当「 0 」名欠員/1名配置 就労準備支援担当「 0 」名欠員/2名配置 家計相談支援員「 0 」名欠員/1名配置 事務職員「 0 」名欠員/2名配置 アウトリーチ支援員「 0.4 」名欠員/2名配置/5ヶ月 ・地域福祉課からの文書指示回数「 0 」回	今後も引き続き、欠員が発生しないよう体制維持や職員配置に留意していきたい。	
	③	時間外の体制整備	時間外に対応できる体制が整っている	B	・令和4年4月～11月 午後5時以降又は休日に対応した件数 休日「9」件、夜間「204」件、 面談「147」件、同行・訪問「69」件 ・令和4年4月～11月 フェイス出張相談の件数 「1」件 ・その他、時間外対応件数 ・緊急連絡先にて対応した場合に、翌営業日に所内で情報共有する方法について 「緊急連絡があった際は、翌営業日の朝礼にて担当職員より全体へ報告を行っている」	就業中の方などを中心に、5時以降でないやり取りができない方がおり、個別のやり取りの上で、5時以降に連絡や面談、訪問等を実施している。一部、職員の労働時間の超過につながる場合もあり、そのあたりのバランスにも留意しながら実施していきたい。 フェイス相談は、市役所閉庁日であり、行政手続きもできないため、希望者があまりいないと思われる。しかし、時間外での相談を希望する方はおり、随時、夜間や休日の対応をケースバイケースで実施した。当初はフェイス相談希望との問合せを受けても、メールや電話での相談も可能であることを伝えると、そちらを希望する人がほとんどであった。	
	④	広報活動・制度周知	さーくる及び生活困窮者自立支援制度の周知をパンフレットやホームページ等で行っている	B	・令和4年4月～11月の「広報さーくる」の発行状況 発行回数「1」回 発行部数「1200」部 配布先「市役所各課、民生児童委員、各関係機関」 ・独自のホームページを開設・運営している「○」 ⇒いいえの場合、いつまでに行うか 「 」 ・パンフレットの配布方法についての独自の工夫 「新たなパンフレットの作成配布、つなぐシートの創設」	ホームページを通じた相談が継続して受け付けられている。その一方、電話がつながりにくいという声を相談者や関係機関より頻繁に受けている状態が続いている。電話以外のツール(メールやHP問い合わせフォーム)を引き続き活用していきたい。	
⑤	長期化した新型コロナ流行の影響による 相談体制の工夫等について	(生活クラブによる自由記述) 就労チームを組み、就労支援員、就労準備支援員、住居確保給付金支援員などが一体となって就労支援に向けた検討を進め、企業説明会を実施したり、無料職業紹介の案件を取ったり、具体的に動いた。家計改善支援事業については、1人工では限界があるため、兼務含め複数名での体制を取り、貸付に向けたあっせんや滞納税等の支払い相談、債務の法律相談などの提案等を行った。また、コロナ禍では来所が難しい方も多く、電話以外の方法としてオンライン面談や個別にSNSを通じたやり取りを実施している。					

/16点

令和4年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
(2)総合 相談窓 口事業 の実施 状況	⑥	チームアプローチ の重要性	各職員が単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しており、具体的に実行する工夫が図られている A: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しており、具体的に実行する工夫が図られている B: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しており、原則守られている C: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員全員が理解しているものの、守られていないことが多い D: 単独でケースにあたるのではなく、チームで業務にあたることを職員ほとんどが理解できていない	A	・チームアプローチが行える具体的な工夫について今年度、新たに工夫した点があれば 「新規ケースの相談が入った際、複数の職員で対応について検討するようにしている。予定管理システムのインフォメーションボードを利用し、共通の対応が必要なケースや社会資源について情報共有している。」 ・現場経験の少ない職員に対するサポート方法について具体的な例等 「入職者へのオリエンテーションを全職員が行うようにしている。具体的には、担当する事業やプロジェクトの内容、得意な分野について情報共有することで、相談がしやすい雰囲気とお互いを理解する機会と作り相談しやすい環境を整えている。」	「重層的支援体制整備事業」がスタートした際のチームアプローチについて、役割分担も含め整理する必要がある。 チームアプローチの考え方を所内から、行政や地域の関係機関、企業なども含めた広い範囲でとらえた支援を行っていく。	
	⑦	アウトリーチ	窓口において相談を待つだけでなく、必要に応じ、対象者の課題の把握や掘り起こしに努めている A: 対象者が訪問を希望していない場合であっても、必要に応じて関係者とともに出向くことで、対象者の生活状況の把握に努めている B: 対象者が訪問を希望していない場合には、関係者に訪問の同意を取り付けてもらったうえでアウトリーチを実施し、対象者の生活状況の把握に努めている C: 対象者が訪問を希望していない場合には、関係者からさーくるの案内をもらい、対象者から連絡が来るのを待つ D: 対象者が訪問を希望していない場合には、関係者にアウトリーチできないと伝える	A	令和4年4月～11月 ・対象者に相談申込書の記載をしてもらうまでにアウトリーチを行った件数 「202」件 (参考: 令和3年度1年間の件数「337」件) ・上記アウトリーチが必要となった主な理由 「ひきこもり支援など、家族や知人などからのがあった場合、相談を継続する意思を本人に確認できないため」など ・利用者宅等への訪問「84」件 関係機関等への同行「119」件 (参考: 令和3年度1年間の件数 利用者宅等への訪問「175」件 関係機関等への同行「167」件)	(アウトリーチを行った事例など) ・40代男性の両親から、長い間ひきこもり状態だと相談を受けた。主治医はいるが、両親が代理受診している状況。両親から本人にさーくるについて情報提供していただくこと。訪問看護など、さーくる以外の期間が繋がれるようにすることを目標に家族との面談を継続している。 ・60代女性。一人暮らしをしているが、自宅が老朽化しており、入浴できない状況。生活環境を整える支援を行いたいが、セルフネグレクトの状態で、相談に繋がらない。ご自宅まで出向き、老人福祉センターの無料入浴施設について情報提供した。入浴を希望したので、同行し登録の支援などを行った。その後、	
	⑧	各種関係機関との連携	地域の実情把握に努め、公的機関、福祉サービス提供事業者、地域で活動する各種関係機関、NPO等などと相談者のニーズをつなぐという事業の目的を理解し、遂行できている A: 仕様条件に定める会議(連絡調整会議、支援調整会議、ケース会議)以外に、関係機関との関係を深める場を独自に持ち、連携を図り、相談者の問題解決を行っている B: 仕様条件に定める会議(連絡調整会議、支援調整会議、ケース会議)を適切に行い、関係機関と連携を図り、相談者の問題解決を行っている C: 仕様条件に定める会議(連絡調整会議、支援調整会議、ケース会議)を事業計画どおりに実施できていないが、相談員ごとに関係機関と連携を図り、相談者の問題解決を行っている D: 仕様条件に定める会議(連絡調整会議、支援調整会議、ケース会議)を事業計画どおりに実施できておらず、相談員ごとに関係機関との連携をあまり取らずに、相談者の問題解決を行っている	A	・仕様条件に定めている会議(連絡調整会議・支援調整会議・ケース会議)以外に関係機関との関係を深める場、連携の状況について 「中核地域生活支援センター連絡協議会(例会、大会、研修会)」 「千葉県中小企業同友会(船橋支部・佐倉支部例会、障害者雇用と多様な働き方を考える委員会、学習会)」 「社会的養護の卒業生について考える会」「定時制高校生応援プロジェクトおにぎりカフェ」 「千葉保護観察所による講座『事例で知る協力雇用主』」「こもっちはばオンライン会議」 「船橋市地域福祉活動計画策定委員会」「権利擁護協議会」「船橋市議会」 「船橋高校での授業」「中核連絡協議会」「船橋市SW連絡協議会」「引きこもり事例検討会」 「重層会議ワーキンググループ」「ちこネット総会・運営委員会・実務者ミーティング」 「ふなばーと運営委員会」「フードバンク連携会議」 「官民連携プラットフォーム会議」「船橋市権利擁護推進協議会 事例検討会」 「子育て家庭相談支援体制構築分科会」「地域生活定着支援事業関係機関会議」 「市川児童相談所・中核センター勉強会」「自立相談支援事業従事者養成研修」 「児童虐待対応部署等職員連絡協議会」「法典地区多職種ネットワーク」 「債権管理課への家計相談講座」「ハローワークとの打合せ」「ふなばし健康まつり」 「船橋市居住支援協議会講演会」「学務課による『就学援助制度について』講座」 「船橋市権利擁護支援等推進協議会」 「DV被害者支援連絡会議」「ケアマネージャー協議会」「ひきこもり支援プラットフォーム」 合計「35」件 令和4年4月～11月 ・地域連絡調整会議開催件数「0」件	(地域連絡調整会議の実施結果による考察、12月以降の予定等) 今年度は、2023年1月23日にきららホールにて「コロナ禍でどう変わった?～やったこと・できること～」というテーマで実施予定。 (主な連携先の団体名と各団体の概要など) ・地域包括支援センター、在宅介護支援センター ・ふらっと船橋、障害福祉課、障害者就業生活支援センター ・家庭児童相談室、ふなここ、保健センター、児童相談所、スクールソーシャルワーカー ・生活支援課 ・ハローワーク船橋、地域若者サポートステーション船橋 ・船橋市社会福祉協議会、トライグループ、ワーカーズコープちば ・フードバンクちば、フードバンクふなばし ・中小企業家同友会、商工振興課、各企業	
	⑨	地域関係者(民生委員、地区社会福祉協議会、町会・自治会等)との連携について	①地域関係者からつながるケースが月平均1件以上あった ②地域関係者とさーくるの職員との間では、顔の見える関係ができてきている ③地域が持つ社会資源(地区社会福祉協議会のサロンなど)を支援に活用できている A: ①②③いずれもできている B: ①②③のうち、いずれか2つをできている C: ①②③のうち、いずれか1つをできている D: ①②③いずれもできていない	A	令和4年4月～11月 ・新規相談受付件数(1053)件のうち、地域関係者からつながったケース数(73)件、うち、船橋市社会福祉協議会からつながったケース数(38)件 内訳: 地区社会福祉協議会の地区名(高根台地区) 民生委員等の地区名(法典地区、湊町地区、三山・田喜野井地区、塚田地区)	(連携についての代表事例等) ・40代女性。15年ほど自宅にひきこもり状態だった。母が他界したことをきっかけにさーくるに繋がった。親が残した預金で暮らしてきたが、預金が少なくなったことで就職を考えるようになった。地区社会福祉協議会の求人に応募し採用された。船橋市社会福祉協議会と情報共有しながら定着支援を行っている。また、地区社会福祉協議会のスタッフや会長に見守られ、自立生活を続けることができています。	

令和4年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「」…生活クラブから地域福祉課への回答 『』…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
⑬ 自立相談支援事業の実施状況	⑩ 適切な評価・終結・再プラン	適切な評価・終結・再プランを行っている	A: 相談者の状況が変化した場合、プラン期間が終わるのを待たずにモニタリングし、適切な評価・終結・再プランを行っている B: プラン期間終了の1か月前にモニタリングし、適切な評価・終結・再プランを行っている C: プラン期間内に適切な評価・終結・再プランができなかったケースが一部あった D: プラン期間内に適切な評価・終結・再プランができなかったケースが半数以上あった	C	・令和4年4月～11月 評価件数「60」件 内訳: 再プラン「17」件、終結「43」件 内訳: プラン期間内に評価・再プランが行われた件数「17」件、プラン期間内に評価・再プランが行われなかった件数「43」件 ・令和4年4月～11月 終結件数「43」件のうち、連絡がつかない又は支援拒否による終結件数「7」件	就業中の方などは連絡が取りづらい面などがあり、評価が遅れてしまう場合があった。また、コロナ特例などの貸付や給付金が主目的の方などは連絡が取れなくなることが多かった。	
	⑪ 多様な就労先の開拓とあっせん	多様な就労先の開拓とあっせんを行っている	A: 相談者が現れる前から、事前に企業開拓を行い、無料職業紹介事業の登録企業がある程度いる(10社以上/年間) B: 相談者が現れる前から、事前に企業開拓を行っているものの、無料職業紹介事業の登録企業は少ない(10社未満/年間) C: 相談者が実際に相談に来てから、ニーズを把握し企業開拓を行っている D: 企業開拓をほとんど実施していない	A	・令和4年4月～11月 企業開拓数「18」社 ・令和4年4月～11月 無料職業紹介事業 登録企業数「8」社 ・令和4年4月～11月 無料職業紹介事業利用者数「7」人	(ハローワーク等との連携や、さーくる主催の説明会等についても記載) 生活困窮者就労自立促進事業へのつなぎ、その後の連携をハローワーク常設窓口と行った。 企業開拓では、無料職業紹介事業の登録事業所が月1件ペースで増加し、現在の登録件数は26社、61求人となった。	
	⑫ 相談者へのフォローアップ(就労定着支援、支援経過の後追いなど)	定着支援をしっかりと行っている	A: 全ての就職者について、定着支援を行うことができる B: 全ての就職者について、定着支援のため連絡を取るが、確認が取れない場合がある C: 就職者の一部について、定着支援を行っている D: 就職者について、定着支援を行っていない	B	・令和4年4月～11月 就職者数「81」人 ・定着支援実施人数「58」人 ・定着支援実施方法 訪問「3」人、電話「33」人、メール「14」人、その他「12」人 ・定着支援を行ったおおむねの時期「 就職後1か月～3か月 」	就職が決定した後の定着支援を必要としない相談者もいるため、残された課題やご本人の状況に応じて適宜行っている。 就労の継続については、ハローワーク窓口との連携により、就職した企業への在籍状況などを確認することがある。	
	⑬ 認定就労訓練事業の利用	認定就労訓練事業の利用を効果的に行っている	A: 支援付き就労が必要な相談者に対して、独自のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案を行っている B: 支援付き就労が必要な相談者に対して、市のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案を行っているものの、別のサービス(障害福祉サービスの就労継続支援A型またはB型)を活用することが多い C: 支援付き就労が必要な相談者に対して、市のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案を行っておらず、別のサービス(障害福祉 サービスの就労継続支援A型またはB型)を活用することが多い D: 支援付き就労が必要な利用者に対して、市のホームページやチラシを用いて認定就労訓練事業の積極的な利用の提案を行っておらず、別のサービス(障害福祉サービスの就労継続支援A型またはB型)の活用もあまり行っていない	B	令和4年4月～11月 ・認定就労訓練事業の利用件数「0」件 ・認定就労訓練事業の利用件数が少ない理由 「 現状、生活保護受給者等就労自立促進事業、就労準備支援事業で対応ができており、認定就労訓練事業の対象となる方がいないため 」 ・令和4年11月末現在、認定就労訓練事業 市内事業所数「12」事業所 ・認定事業所の利用件数「0」件 ・支援付き就労が必要な相談者に対して、障害福祉サービスの就労継続支援A型またはB型につないだ件数「4」件	さーくるの就労支援は、就職するための準備が整っている方は生活保護受給者等就労自立促進事業、就労の準備性が整っていない方については就労準備支援事業を利用している。本来、就労準備支援事業を利用しても一般就労に至らない方が認定就労訓練事業の対象者となるが、就労準備支援事業の利用者は、一般就労(障害者雇用含む)もしくは障害福祉サービスでの就労(就労継続A型・B型)のいずれかに就くことが多い。就職に至らない方についても、再プランを行い、自立相談支援事業の就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業を利用し、就労支援を行っていくことで就労することができている。	
⑭	長期化した新型コロナ流行の影響による就労支援の状況について(前年度との比較など)	(生活クラブによる自由記述) 昨年度に比べて新型コロナウィルスが大きく影響して就職活動が困難になったり、希望する仕事が見つからないということはだいぶ減ったと考える。就労準備支援事業においても企業見学などの外出するプログラムなどもコロナ禍以前のように実施でき、様々なプログラムを実施することができた。					

/16点

令和4年度事業報告書(評価票)

地域福祉課で作成した事業報告書(評価票)について、さーくるの受託法人である(福)生活クラブが自己評価を行ったものです。

A…4点、B…3点、C…2点、D…1点とし、評価委員の平均評価が2点以下の項目については改善指導を行うものいたします。

項目	評価対象	実施基準	評価基準	生活クラブ 自己 評価	評価の理由や根拠 「…生活クラブから地域福祉課への回答 『…地域福祉課が補足回答	今後の課題や取り組みの方針 (生活クラブによる自由記述)	委員 評価
(4)住居確保給付事業の実施状況	⑮ 住居確保給付金臨時窓口との連携について	住居確保給付事業の利用者に対して適切な支援を行っているか	A:住居確保給付金の利用希望者ほぼ全員に対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができ、住居確保給付金臨時窓口につなぐことができた B:住居確保給付金の利用者のうち、半数以上に対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができ、住居確保給付金臨時窓口につなぐことができた C:住居確保給付金の利用希望者のうち、半数未満に対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができ、住居確保給付金臨時窓口につなぐことができた D:住居確保給付金の利用希望者のうち、ほとんどに対し、状況に応じて制度についてのわかりやすい説明ができず、住居確保給付金臨時窓口につなぐことができなかった	A	・令和4年4月～11月 常用就職者数「20」人 内、さーくるによる支援者数「10」人 就業機会回復者の内、さーくるによる支援者数「4」人 ・就労支援の方法について 「必要に応じてプランを作成し、就労自立促進事業および自立相談支援機関による就労支援を利用し就労支援を行った。また、これまでの自身の職歴の範囲の中で求職活動を行っているものなかなか採用されない受給者が一定数いたため、企業説明会を行った。参加者からは他の業種のこともさらに知りたいというニーズがあったため、年度内に別の業種の企業を招いて行う予定である。対面での個別支援ができるようになったため、ハローワークの求人票や求人雑誌から受給者に合った求人を探し、個別に提案を行った。」	(住居確保給付金窓口との連携について工夫した点等) 新規決定者数も落ち着き、受給者が絞られてきたことやコロナウィルス感染者数も落ち着いてきたことから、今年度はなるべく受給者に来所を促し、対面でのやりとりを基本に支援を行った。特に新規、延長、再支給が開始されるタイミングでは必ず対面で制度の説明を行い、外国籍の方も含む受給者がきちんと制度について理解し、安心して求職活動ができるように努めた。 (昨年度、課題点だった事柄について) まん延防止等重点措置が行われ、一旦安定的に働くことができた方がまた不安定になるということがあった。その関係もあり再支給についての問い合わせが増えたが、既に受給している方や要件が合わないため申請には至らないことが多かった。	
(5)就労準備支援事業の実施状況	⑯ 就労体験先の開拓	多様な就労体験先の開拓を行い、利用者のニーズに合った就労体験を行えているか	A:事前に企業開拓を行い、就労体験先の登録を定期的に行っている(12社以上/年間) B:事前に企業開拓を行っているものの、就労体験先の登録は少ない(12社未満/年間) C:利用者が実際に利用し始めてから、ニーズを把握し企業開拓を行っている D:企業開拓をほとんど実施していない	B	・令和4年4月～11月 企業開拓数「5」箇所 ・令和4年4月～11月 就労体験実施事業所数「2」箇所 ・令和4年11月末時点での就労体験先承諾合計数「5」箇所 ・令和4年11月末時点で、就労体験後に就労に至った人数「1」人 ・令和4年4月～11月 就労体験実施人数「5」人 就労体験延べ回数「6」回 受け入れしてもらった就労体験先 「企業組合We need」「企業組合労協船橋事業団ワーカーズコープちば」	昨年度に引き続き、就労準備支援事業のプログラムの一環で企業見学を毎月行った。その中で今後就労体験の受け入れを検討してくれる企業や見学中に簡単な作業を体験させてくれる事業所があった。今後も様々な切り口で協力依頼をしていき、利用者のニーズにあった就労体験先を開拓していきたい。	
(6)家計改善支援事業の実施状況	⑰ 自立相談支援事業との連携	自立相談支援事業と連携し、家計改善支援事業の利用を行っている	A:家計改善支援事業の利用の有無を自立相談支援事業の相談支援員のみで判断するのではなく、必ず家計相談支援員を交えて方針を決定している B:家計改善支援事業の利用の有無を自立相談支援事業の相談支援員のみで判断するのではなく、必要に応じて家計相談支援員を交えて方針を決定している C:家計改善支援事業の利用の希望が判明したのち、家計状況の聴取を自立相談支援員の相談支援員と家計相談支援員が同席している D:家計相談支援事業の利用の希望が判明したのち、家計状況の聴取に自立相談支援事業の相談支援員の同席がない	B	令和4年4月～11月 ・家計改善支援事業利用件数「11」件 ・そのうち、家計相談支援員と自立相談支援事業の相談支援員と一緒に方針を決定した件数「4」件 ・評価時に家計状況が改善した件数「15」件 ・家計改善支援事業を利用しておらず、相談時家計表を作成した件数「3」件	さーくる相談員の中で、家計改善支援員は1人工のみなので、自立相談との連携を充実させ、対応を工夫した。住居確保給付金やコロナ貸付、非課税世帯給付金などの情報発信などを自立相談員と共有しながら実施した。	
	⑱ 家計改善支援事業の利用を希望しない相談者への支援	家計改善支援事業の利用を希望しない相談者への支援を効果的に進められている	A:家計状況を語りたがらない相談者に根気よく支援を継続し、2回目プラン以降に家計改善支援事業の追加ができたことが多い B:家計状況を語りたがらない相談者に根気よく支援を継続したものの、2回目プラン以降に家計改善支援事業の追加はできなくても、自立相談支援事業の中で家計支援をできている C:家計状況を語りたがらない相談者には家計改善支援事業の利用を1度勧めただけで、終わらせる D:家計状況を語りたがらない相談者には家計支援をあきらめる	B	・家計改善支援事業を利用せずに、自立相談支援事業の中で支援した内容 (1回目、2回目以降プランを問わず) 「家計表・キャッシュフローの作成、弁護士相談への同行支援、市役所担当部署(税金、国保年金課など)への同行支援、年金申請手続き、事業運営費の補助金活用、コロナ特例貸付や自立支援金の案内 など」	コロナ禍における時限的な救済制度の利用希望する方が多く、相談員全体で情報提供やサポートを実施した。中には、既に臨時的な施策を利用しきった方もおり、細かく事情を聞き取りながら対応をした。今後は、さらに救済制度が減っていくため、既存の制度や関係機関との連携を強化させていきたい。	
その他	⑲	長期化した新型コロナウイルス流行による生活困窮者自立支援事業各事業への影響について、又は令和3年度と比較しての変化について等、特徴的なケースをいくつかご紹介ください	(生活クラブによる自由記述) ・住居確保給付金、コロナ貸付、自立支援金と一通りの緊急対策を利用してもなお、生活の立て直しが困難な相談がつながるようになってきている。 ・家族の入院時コロナ対策のために面会ができない、保育園のコロナ対策で子どもが預けられない、など通常の社会資源が利用できず、生活に困窮するケースが出ている。				

/16点